

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

① 2019年 11月 27日

厚生労働大臣 殿

かぶしきがいしゃしんしょう

株式会社 新商

(ふりがな) だいはりょうとりしまりやく かねしろかずひさ

②届出者氏名 代表取締役 金城 一寿



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	40-ユ- 301060
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ しんしょう 株式会社 新商
(ふりがな) ⑤所在地	〒 8 1 9 - 1 1 1 8 電話 092 (324) 3888
	ふくおかけんいとししまえはるきた 福岡県糸島市前原北1丁目6-34
⑥適用開始・変更予定日	R 年 月 / 日
⑦届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧備考	担当者：岸本 真季 TEL:092-324-3888 FAX:092-324-2888 株式会社 新商に適用する

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させて頂きましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申し込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 710円（消費税相当分を含む）

ただし、同一求職者に掛かる求職の申し込みの受理が1ヵ月に3件を超える場合には、3件分を超えて申し受けしません。

2 届け出制手数料に係わる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に 求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の 20% (期間の定めのある雇用契約紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を 超える場合は最大1年分）に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の 20% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者 に対する専門的な相談・助言 サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や 労働条件通知書等に記載されている額）の 20% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 **40-ユ-**

301060

事業所の名称及び所在地

株式会社 新商

福岡県糸島市前原北1-6-34